

意見陳述

遺族 大友 博子

平成10年8月に夫が自らの命を絶ってから，7年が経とうとしています。あんなにも生徒を大事にし，また，全中バドミントン大会を成功させるために骨身を削って仕事に取り組んでいた夫の姿を思い出すと，夫の死を単なる自殺という，個人的なレベルでの結論で片付けてしまうわけにはいかないという思いは今も変わっていません。

夫は家族を大切にする人でした。夫が自ら命を絶ったとき，一人娘の華子は5歳でしたが，夫は娘のことを怒ったこともなく，それこそ目の中に入れても痛くないほどかわいがっていました。

仕事に対しては，夫は人一倍責任感の強い人でした。自分の勤務する学校での教科指導や生徒指導，特別活動・生徒会活動の指導，部活動の指導など，何一つ手を抜くことなく，常に前向きに，誠実に取り組んでいました。また，仙台市中体連バドミントン専門部の委員長として，平成9年からは宮城県中体連バドミントン専門部の副委員長として，バドミントン部会の組織の運営や各種大会の運営にも力を注いでいました。それに加えて，平成10年の全中バドミントン大会の開催に向けて，文字通り休みなしで仕事をしていました。

あの年の夏休み，少々のことでは決して弱音を吐かない夫が，時おり，「準備が錯綜していて，楽しみがない状態だ……」とか「段取りが今ひとつなんだ……」「今が忙しさのピークだ…」というような悩みを話すことがありました。「このままでは過労死してしまうよな」夫が，ぽつんとつぶやいた言葉が，まさかこんな形で現実のものとなろうとは，その時は思ってもみませんでした。あの時，夫が自分でも知らないままに発信していたであろう「SOS」を，私がしっかり受け止めていれば……と，今も後悔せずにはられません。

夫は高校時代から始めたバドミントンという競技が好きでした。しかし，バドミントン部会の仕事や全中開催に向けての準備を自ら買って出てやっていたわけでは

ありません。市中体連バドミントン専門部の委員長になるという時、私は反対しました。それに対して夫は「他にやる人がいないから……」「誰かがやらなければ……」と言って引き受けたのです。全中バドミントン大会についても、先頭に立って仕事を進めていかなければならないという立場とその責任の重さ、自分と同じようにバドミントンを愛し練習に励んできた全国の中学生のために大会を成功させようという情熱を支えとして、夫は全力を尽くして仕事に取り組んだのだと思います。

家族思いで、責任感の強い夫が、やりかけていた仕事の途中で自らの命を絶ったのです。全中開催のための激務が常に物事を冷静に判断し、感情的になることなどなかった夫から、正常な思考や判断力を奪ってしまったとしか考えられません。日夜練習に励んでいる中学生やそれを支えている顧問の先生方、また保護者のみなさんのために晴れの舞台を用意してあげるための仕事が、教員としての公務でなくて一体何なののでしょうか。

娘は、間もなく12歳になります。父親と一緒に過ごした時間より、父親がいない時間の方が長くなってしまいました。来年には中学生となり、中体連の大会にも出場するようになるかもしれません。だんだん成長し、大人になっていく娘に、「お父さんは、いつも華子のことを一番大切にしていたんだよ。立派に自分の仕事の責任を果たそうとがんばった人なんだよ。中体連の役員として、中総体成功するように一生懸命がんばった人なんだよ。」と胸を張って話してあげたいのです。

人の親ならどなたでも、自分のお子さんを自分の後ろ姿で導きたいとお思いになるのではないのでしょうか。娘にはその父親がいないのです。せめて、父親が公務に尽くし、その途上で亡くなったのだということを誇りとして、これからの人生を歩ませたいと思うのは間違いなのでしょうか。

どうか、一日も早く夫の公務災害認定を決めていただきたいと思います。

中学校教員の勤務実態を把握し

全中大会業務との相乗的過重性をふまえた裁定を

富 樫 昌 良

1. はじめに

私は1992年4月から宮城県教職員組合執行委員長を10年務めました。その最初の年に、中学校3年の学年主任の突然死について公務災害認定問題に関わることとなりました。93年7月に出された基金支部の認定は「死亡原因は被災者の素因にある、仕事内容も日常の業務の範囲で他の職員と比して特別の過重はなかったし特別のアクシデントもなかった、よって公務外である」というものでしたが、96年3月の支部審査会の裁定はそのいずれをも覆すものでした。

当時宮城県教育委員会は、審査会裁定を重く受け止めるとし、毎年県教委と教職員組合との間で「多忙解消のための労使交渉」がもたれるようになりいくつかの改善策も具体化されましたが、私たちがもっとも重視した「教員の勤務実態調査」を実施させるまでには5年の年月を要しました。当局が調査を渋った最大の理由は「法律・条例に示された特別な場合を除いて教員には時間外勤務を命じない」となっている建前上、「時間外勤務の深刻な実態」が明らかになることを恐れたからです。ですから、このような調査は全国どこでも行われていなかったのが現実です。

大友教諭の過労自殺はそのような取り組みをしている中で起こりました。2000年10月に認定申請を行うとともに、県教委に対しては早急の実態調査を実施するよう強く求めました。やっと実施されたその結果については後で触れますが、基金支部が中体連業務を公務でないと極めて冷淡に、そして事務的に門前払いした姿勢は論外として、実態調査さえ頑なに拒否してきた県教委の姿勢や教員の勤務の実態に真正面から目を向けなかった支部審査会の姿勢も厳しく批判されるべきだと考えます。

2. 支部審査会の裁定は教員の異常な多忙と法的矛盾を無視しています

- 支部審査会裁定の基本的誤りについて -

1) 「被災職員がうつ病を発症したと思われる平成10年7月中旬から下旬以前の業務が、他の同僚職員と比して特に過重だったとは評価できない」として公務起

因性を否定したこと

）相対的な比較ではなく厚労省通知に基づいた判断を

日常的に60～70時間の時間外勤務をしている同僚と相対的に比べれば、80～90時間程度の時間外勤務も「それほど過重ではない」となるかもしれません。しかし、厚労省通知「過重労働による健康障害を防ぐために」では、発症前1ヵ月で100時間、又は2～6ヵ月平均で80時間を超える時間外労働が認められる場合は業務と発症との関連性が強いと指摘しています。同僚と比してどうかではなく、厚労省基準と照らしてどうだったのかで判断すべきです。

私たちの調査（遺族からの聞き取り、関係者の証言、職員会議等の記録からの割り出し等/別紙参照）では、中学校3年担任の多忙が顕著になる97年10月からの被災者の時間外勤務（30分以下は切り捨ての概算）は以下のように推移しています。

| | | |
|--------|-------|-----------|
| 97.10月 | 73 | 時間 |
| 11月 | 70 | 時間 |
| 12月 | 116.5 | 時間 |
| 98.1月 | 99 | 時間 |
| 2月 | 64.5 | 時間 |
| 3月 | 69 | 時間 |
| 4月 | 59 | 時間 |
| 5月 | 129.5 | 時間 |
| 6月 | 106 | 時間 |
| 7月 | 149.5 | 時間 |
| 8月 | 149 | 時間（23日まで） |

すでに7月20日から8月23日までの時間外勤務の実態については提出してありますが、大友教諭の時間外勤務の実態は、被災前4ヵ月が連続して100時間を超え、被災直前の1ヵ月では200時間を超える異常なものとなっていたことを重視していただきたいのです。

）教員は比較対象の他の職員を含めて異常な多忙にあることの理解を

ア 義務制の殆どの学校には安全衛生委員会もなければ、管理者による労働時間の

把握も行われてこなかったのが実際の姿です。そのことを被災者の責任に課するのは基本的な誤りではないでしょうか。

イ 詳細は別紙資料をごらんいただきたいのですが、少なくとも以下の事実についてご理解いただきたいし、その上に大友教諭の全中大会準備という特別な事情が加味されることを踏まえた上で公正な裁定をしていただきたいと願うものです。

休憩・休息を取れない「職務の特殊性」について

学校現場では、“労働時間の途中”で“一斉に”与え、“自由に利用”させなければならない休憩時間が、実際には殆ど取れていません。

このことについては、大阪地裁が平成16年1月30日に言渡した「公務外災害認定処分取消請求控訴事件」(堺市の小学校教諭・鈴木均事案)への判決でも「被控訴人は給食の時間や授業の間の休み時間を労働時間に含めるべきではないと主張する。しかし、給食の時間はそれ自体が教育の一環とされていることに照らし、これを労働時間から除くことはできないというべきである。また、授業の間の休み時間についても、教育現場の実情からすれば、これをもって完全に公務から解放された休憩時間と評価することは相当ではない」と指摘しています。

「指定休」という、社会的にはまったく理解されない「週休日まとめ取り」の実態について

02年4月まで、教育現場では隔週土曜日が授業日であったために、本来週休日であるはずの土曜勤務日(年間26~27回/8時間勤務換算13~13.5日)分を、夏期休業期間中などにまとめて消化していました。この仕組みは学校関係者以外には理解できないものですが、特に部活指導が集中する中学校現場の実態は、週休日である「指定休」を殆ど消化できず、出勤簿上は休日にながら実際には部活指導や学校業務に従事しているというのが現実の姿でした。県教委もその事実を否定できず、開校記念日を設定したり、12月24日を休業日にして(23日の天皇誕生日から連続する冬休みに)指定休をとりやすくしたり、各種の有給休暇に優先させて指定休を消化させるよう校長への指導の強化をせざるを得ませんでした。中3担任だった大友教諭が冬休み期間に指定休を消化するのは不可能でした。春休み期間も新年度準備(特に免外担当になり)のため指定休は取れませんでした。年間予定日数の殆どを98年の夏期休業期間に残していましたが、別紙資料の通りそのすべてを返上して全中大会準備に当たっていたことをご理解いただきたいと思いま

全くできない44.0

免許外教科指導経験者261人(組)

教材研究は勤務時間内12.0 取れないこと多い25.0

殆ど時間外62.0

大友教諭は中学校教員がもっとも時間を割き、時間外になっている業務のすべて(免外教科、部活指導、生徒会担当)に関わりながら、さらに全中大会の総務部長の役を担っていたのです。

教員の有所見率の異常な高さ(教職員互助会資料参照)と教員の精神疾患による休職者数の激増ぶり(文科省資料参照)

説明を要しないと思いますが、急増する教員の精神疾患問題への対応は文部科学省にとっても重要な課題になっています。その背景に、毎年行われる健康診断結果の有所見率の異常さがあるのではないのでしょうか。教員全体が、健康を保持できないほどの環境(勤務状況はその中心)下にあるのです。

- 2) うつ病が発症したと思われる7月中旬から下旬以降の業務は「本件自殺の原因となるうつ病発症に関する時期の出来事と評価することはできない」としたこと)
- うつ病の原因は複数の困難が相乗的に生み出したもの

審査会裁定はうつ病を発症させる前の業務には過重性がなかったとしています。しかし、大友教諭の業務内容を月別一覧でご参照いただくと理解しやすいと思いますが、被災前6ヵ月を見ても、中3担当の精神的肉体的激務から解放されたという安堵感ももてないまま、新しい年度の生徒会活動を指導援助し軌道に乗せる課題、未経験の免外教科(社会科)の授業準備、中総体前の部活指導に相当の時間を割いていたことが窺えます。それだけでも過重な中に全中大会総務部長としての責任と実務作業が重なっていたのです。

それぞれをバラバラに見ればその過重性は耐えられる程度かもしれませんが、それぞれが重なり合ったときの負担の大きさは計り知れないものがあつたはずです。また、大友教諭が全中大会を支える中心者の一人であることは2年前から明らかになっていたことであり、総務部長についても委嘱されるはるか前からその立場で業務に関わっていたことは全中大会諸資料でも明らかです。全中大会に関わる仕事や責任の度合いを発症したとされる7月中旬で切るのはいかにも不自然に過ぎます。

) うつ病を悪化させた責任を放棄

全中大会の準備が本格化したのはうつ病発症後だから公務起因性はないとも言っています。それでは、うつ病発症後にそれなりの配慮はあったのでしょうか。本人も周囲も発症については気づかないまま、大会成功のために総力を傾注していた時期であり、事務局では誰も気づいていなかったと思います。職場の同僚には漏らしていたものの、校長が気づく関係ではありませんでした。前年度から続いてきた緊張と長時間勤務の中で発症したものの、そのまま大会成功のため邁進せざるを得なかったのです。にもかかわらず、「発症前の勤務には過重はなかった」し、「全中大会業務の過重は発症後」だから、「公務起因性はない」というのでは、あまりに杜撰で非科学的な判断と批判されてしかるべきでしょう。

7月中下旬が発症じきだとすれば、病状をより悪化させたのは全中大会への責任感であり、総務部長としての激務にあったはずです。だからこそ、ささいなミスや空虚感をも過剰に受け取り、死を選ばざるを得ないところに追い込まれたのではないのでしょうか。審査会の裁定に従ったとしても、もし全中大会がなければ死ななくてすんだのですから、公務起因性は明白だといえるのではないのでしょうか。

3) 被災職員の労働時間の認定に関わって、「災害発症前6ヵ月の給与支払い内訳書では時間外勤務手当の支給実績はない」とした部分や、「被災職員の勤務状況を明らかにする資料に乏しく、特に、それを特定するに足る客観的資料がないから、被災職員の時間外の勤務時間を正確に認定することは困難」とし、被災職員の勤務の実態に対する評価を放棄したこと

) 法的に放置され、管理監督者による勤務時間の掌握もされていないこと

教員には「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例」に基づき、原則として時間外勤務は命じないことになっています。そして、第5条「正規の勤務時間を超える勤務等」の2項では、「義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずることができるのは、

1. 生徒の実習に関する業務(註：義務制には該当しない)
2. 学校行事に関する業務
3. 教職員会議に関する業務
4. 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

(注：限定4項目という)のいずれかに従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限るものとすると、厳しく限定されています。

法的に時間外勤務が存在しないことになっているために、実態は放置され、勤務時間の把握も時間外勤務手当の支給もなされてこなかった「教員の勤務の特殊性」をぜひご理解願いたいものです。

) 審査会による事実の把握がなされていないこと

以上述べたことから、基金支部でも支部審査会でも、教員の勤務の実態を掌握・理解していない事実をご理解いただけたと思います。「部活指導」「生徒会指導」「全中大会準備」など、それぞれの本当の大変さを理解していただくことは困難なことかもしれません。まして、「指定休」や「時間外勤務を命じない」法的背景あるいは「免外担当」については、理解を求めることの方が無理なのかもしれません。

しかし、その結果、前述のような有所見者や精神疾患罹患者の激増につながり、大友教諭のような犠牲者が増えているとしたらいかがでしょうか。この際、ぜひとも教員の勤務実態の異常さを十分に把握していただき、地方公務員災害補償法の趣旨に基づき迅速な公務災害認定をされるよう強く要請いたします。

意見陳述

遠藤利美

1 基金支部審査会の裁決は現場の実態を全く知らない者による作文

基金支部審査会は大友さんの勤務実態について、「平成10年3月までの仕事は通常通り」「その後7月までの時間外勤務はそれほどでない」とし、さらに全国大会準備や運営の仕事についても「大友さんが役員として経験豊かであることや、運営の責任が分散していたことで本人に過重な負担はなかった」と述べ、校務起因性を認めない理由としました。

しかし、この決定は学校現場で働く教員には「現場の実態を全く知らない者による形式的な作文だ」と大きな怒りをもって受け止められています。なぜなら、先に審査会に送った資料でもおわかりのように、学校現場の労働環境は常に違法状態がまかり通っており、その結果、教員の過労死や心身の健康破壊が深刻化していることが明らかであるにもかかわらず、支部審査会はその実態に全く目を向けていないからです。

私は現場の過酷な実態に身を置く中学校教員として、当審査会が事実を理解し大友さんの公務起因性を認める判断を下すことを求めるため、「通常通り」といわれる仕事の中味や「時間外勤務」の実態についてこれから事実をもとに訴えます。

まず第一に、過労死をめぐる裁判結果を尊重することを求めます。近年教育現場における教員の過労死が増え続け、宮城県内だけでも大友事案を含め3件発生しています。そして資料にあるように、昨年度、大阪堺市と京都宇治市で相次いで小学校現場教員の過労死が裁判で認定されました。

これらの裁判の特徴は、裁判官が教員の業務の特殊性を考慮し、事実をもとに業務の過重性を認定したことでした。裁判官は「学校の教員には昼休みもないこと」「法的には休憩・休息時間が保障されているにもかかわらず、実際には子どもたちがいるので休みなく朝から夕方まで働き続けなくてはならないこと」「勤務時間内だけでは仕事を消化しきれず、持ち帰りの仕事（風呂敷残業）が常態化していること」を確認して、これらすべてを業務と認定し、結果的に教育に命を捧げることになった教員を救済したのです。「教員に昼休みがないことを認めてもらえた」「教員の無定量的な時間外勤務を理解してもらえた」この判決は、学校現場で子どもたちの健全な成長・発達を願い、日夜努力を続けている全国の教員をどれだけ励ましたか計り知れません。

これらの裁判は、遺族が公務災害補償基金に「公務認定」を求めたにもかかわらず「公務外」とされ、裁判にて逆転「認定」されたものです。言い換えれば、この判決は基金や審査会に対し、審査にあたっては公務上災害の制度目的、そして何よりも被災労働者らがおかれている労働実態に目をそむけることなく、事実を則して審査することを求めたものと言えるのではないのでしょうか。この判例に基づいた判

断を求めます。

次に京都市の教員が起こした「超勤訴訟」について触れたいと思います。これは全国的に大きな問題になっている学校現場における時間外勤務の常態化による心身の健康破壊をこれ以上放置できないとして、京都市当局を相手取って「時間外勤務を放置し続けてきたことへの慰謝料」と「時間外勤務手当」を求めて起こした裁判です。この訴訟を支える村山弁護士論文で具体的に解明されているように、現在の学校では労働基準法が全く無視されていると言っても過言ではありません。大友さんの労働の過重性を知るためには、基礎知識としてこれらのことが理解されなくてはなりません。

2 学校現場の実態

次に、具体的な学校現場の様子について話を進めます。

資料の「ひと言意見書」や大阪、京都の判決からも分かるように、小学校に勤務する教員は昼休みもなく、持ち帰り仕事も多く日々大変の毎日を送っています。それでも教員は、教育者としての使命感や子どもたちの成長や笑顔を励みに頑張っているのです。しかし、それでも小学校の教員には休日があるだけいいのかも知れません。学校で出来ない授業準備等の仕事を休日にこなすにしても、自宅で家族と過ごせるからです。

中学校の教員は、ちょうど思春期の子どもたちを相手にする教育活動を行うこともあり、小学校のそれに輪をかけた多忙と時間外勤務を日常的に強いられることとなります。また中学校教員は、部活動指導を「教育課程外であるが、重要な教育活動の一環」という曖昧な位置づけで、事実上「時間外のボランティア」勤務を強要されることとなります。具体的には、連日勤務時間終了後午後6時30分頃までの活動や休日の活動に関わらざるを得なくなるのです。

ではそれをどのように証明するかですが、これが難しいのです。部活指導は管理職には割り当てられていないために先に帰宅することや、中学校教員にとって時間外の部活指導は当たり前過ぎて「記録」さえ残していないからです。

現在、仙台市教委は厚労省通知をふまえて、遅ればせながら「校長は過労防止の観点から、職員の勤務時間を持ち帰り仕事も含めて把握すること」との指導を強めていますが、実態としては中学校の不夜城といわれる状態は変わらず、教員の休日もないに等しい状態が続き管理職による勤務時間把握は未だに全く行われていません。

ましてや支部審査会が根拠とした、基金支部に提出された中山中学校からの「災害発生前6ヶ月間の勤務状況調査」や「災害発生前1ヶ月間の勤務状況調査」による「退勤時間17時5分」「時間外勤務はなし」などとする報告には一片の信憑性もありません。校長は「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により「原則として正規の勤務時間を超える勤務を命じないものとする」となっているため、形式的に「時間外勤務はなし」と報告せざるを得なかったのです。そこ

を見極めなければ、審査会は判断を大きく誤ることになります。事実を曇りない目で見ることを求めます。

3 大友さんが当時置かれていた状況

(1) 進路指導事務と生徒会担当、1年生担任の仕事

中学校教員の仕事はどれも勤務時間内に終わらないことはこれまで述べたとおりですが、中でも多くの時間を要する仕事の代表が3年生の進路指導事務と生徒会担当の仕事です。進路指導事務は生徒一人ひとりの将来に関わることもあり、生徒や保護者との意思疎通を図りながらすすめるなければならないことや、入試事務の成績処理や書類作成には間違いが許されないため細心の注意が必要で、9月以降全員の進路が決定する3月までは時間的にも精神的にもストレスにさらされる日々が続きます。

生徒会担当の仕事は、生徒会が主体の取り組みを裏で支え、子どもたちに物事の決定の手順や民主的なルールを身につけさせる大きな意義のある仕事です。しかし、教員が主導の場合と比べて時間がかかり、見た目は大変非能率的で多くの教員はやりたがらない仕事です。行事の準備などは、勤務時間内だけでは間に合わないため放課後の時間外や休日に行われる場合も多く、若い教員や子どもたちといつまでもいられる条件のある教員に割り当てられることが多いのが実情です。

また、中学校の担任の中で最も手がかり気苦労が絶えないのが1年生の担任です。入学したてで中学校生活になかなか適応できない子どもたちを含め、生活まるごとの面倒を見ることになるからです。この1年間は、学習はもとより頻繁に起きる生徒同士のトラブルへの対応で多くの時間を割かれます。

(2) これらに同時に取り組んでいた大友さん

大友さんは平成10年度、3年生担任をしながら生徒会を担当していました。これは大変なことです。その9月以降、連日続く時間外に及ぶ仕事がいかに心身を疲労させるかは学校現場の教員なら疑う者はいないでしょう。それに部活動の指導が加わるとどういう状態になるか審査会の方々は想像できるでしょうか。進路事務をしながら部活動の指示をする。また、生徒会の仕事をさせながら保護者との面談や資料作成を行うなど、時間に追われる毎日が続きます。さらに休日にしか部活動の実技指導ができないことや、子どもたちの要求もあって、疲れた身体にむち打って休日返上で部活動の指導を行うのです。そのほかに授業の準備や学級運営の仕事をする時間を生み出すことも求められます。

(3) さらに加わる専門部役員の仕事

しかし、これは普通の部活動顧問の場合です。大友さんはさらに県中体連専門委員の副委員長という役職を担っていたため、自分の部だけでなく全県的な視野で大会の準備や運営にも携わらざるを得ませんでした。バドミントン競技は、室内競技ということもあって他競技と比べて異常なほど大会が多く、一年間を通して休日に大会が行われていました。

その大会の度に休日がなくなり、大会前は練習試合等でさらに休みが取れません。大友さんは役員のため、自分の学校の生徒を引率し指導する他に、参加校の顧問を掌握するための準備もしなければなりません。そして翌日からは、また「普通の」学校生活が始まるのです。

(4) さらに加わる「免外」教科担当の仕事

平成11年度、4月以降、大友さんを取り巻く環境で変わったことといえば、3年生担任から1年生担任になったことと、新たに「免許外」の社会科を授業で指導することになったこと、そして全国中学校バドミントン大会が目の前に迫ってきたことです。

大友さんの日常的な時間外勤務の量は増えることがあっても減ることはありません。ただでさえ時間に追われる学期初めのこの時期に、「免許外」社会科の授業準備の時間を確保しなければならなくなったことは大きな負担になったことは間違いありません。「免許外」の教科を指導するということは、普通の神経を持っている教員であれば、いかに他の教員から援助があって自分なりに準備をして授業に臨んでいても、「免許のない自分が子どもたちに十分な指導ができただろうか」と後ろめたさを感じたり、専門の先生が教えた学級と成績に差が出ないだろうかと不安を感じるものなのです。

(5) 春休みも、休日も、ゴールデンウィークもなく、全国大会の準備に追われる大友さん

大友さんは3月から4月にかけて、進路指導事務と卒業式関係の業務に引き続いて学級編成や新学期準備など新入生受け入れの準備を行い、併行して春休み中に行われる仙台市中体連バドミントン春季大会に向けた準備と4月に行われる生徒会主催の新入生と在校生の対面式の準備を生徒会担当のチーフとして取り仕切りしました。中学校教員にとって、春休みは休めないばかりか休日までもが部活動の練習や大会に割かれ、疲れを引きずったまま新学期に突入するのが常になっています。

中学校の教員にはゴールデンウィークもありません。多くの競技種目の大会がこの期間に行われるからです。ゴールデンウィーク後半に大会が設定されれば、前半は練習や練習試合に費やされます。「顧問の声」にもあるように、中学校教員はゴールデンウィークを利用して家族と旅行に行ったり家庭でゆっくりしたりすることもままなりません。代休もなく、一日たった1,200円の手当で働くのです。これも生徒のためと思えばこそできることですが、市教委や各種競技団体に改善を求めても「先生方の大変さは理解できるがしかたない」の一点張りです。

さらに6月第2週の土～月曜日には仙台市の中学校総合体育大会が開催されます。この大会が3年生にとって最後の公式試合になることもあり、中学校教員はゴールデンウィーク以降もほとんどの休日を部活動に費やすこととなります。また、5月に入ると大会直前でもあり、平日の部活動に「朝練週」や放課後の「延長」練習が加わり、生徒下校が7時を過ぎることさえあります。つまり中学校教員は朝7時から夜7時まで子どもたちにつきあい、さらにその後本務である授業準備などの

業務を行うことになるのです。

支部審査会は、「被災職員は生徒会などの仕事があったために電話でのやりとりを行い、会う場合でも19時以降に会っていた」としているが、19時以降にしか集まって話し合う時間もとれない実態をこそ見なければなりません。

大友さん場合は、バドミントン部の指導にも力を入れていたため、この年も市中総体で勝ち残り、7月の夏休み中に行われる県大会に参加することになりました。従って、6月以降も先に述べたような部活動指導が続きました。いったい、大友さんの勤務実態のどこを見て「時間外勤務はそれほどでない」という認識を示したのか、支部審査会に問うてみたい気持です。

このような状態の中、6月下旬には1学期末考査が行われ、その成績処理を経て1学期の評価を行うこととなります。試験問題作成や答案の採点事務、そして通信票作成はほとんど時間外勤務、それも家庭で深夜や休日に行われます。学期末になるとよく報道される「帰宅途中の通信票紛失事件」は、教員が家に持ち帰って通信票を書かざるを得ない実態を如実に表しています。

(6) 夏休みも気を抜けなかった大友さん

多くの中学校教員は、通信票作成の向こうに見える夏休みを目指し、心身の疲労を押してがんばり続けます。夏休みになっても研修や教育相談、部活指導がありますが、少なくとも原則として時間外勤務はないので解放感に浸り気持ちがゆったりするのです。

しかし、大友さんは違っていました。自分の部も出場する県大会に向けた生徒の指導と併せ、県大会を8月22日から始まる全国大会のリハーサル大会と位置づけていたため、その総務部長としてうまく運営する責任を負っていたのでした。大友さんの緊張は緩まるどころか、全国大会も視野に入ってきてさらに大きな不安に襲われたことは間違いありません。

支部審査会は、この時期の大友さんの状態について「7月24、25日の県大会までは電話でのやりとりで済ませるようにし、7月27日頃から集中的に全中関係の仕事をした」と述べていますが、これは大友さんが物理的に電話でのやりとりしきれないほどの多忙の中にあったことを示す事実として捉えるべきであり、これをもって大友さんの負担が少なかったとする論拠にし、「通常業務を行いながら全中の準備を行うことについては一定程度の精神的、肉体的負荷があった」などと大友さんの心身の荷重を過小評価することは、事実誤認も甚だしいと言わざるを得ません。

このように中学校の教員、特に中学校体育連盟の役員をしている者の勤務実態は、だれがいつ過労死しても不思議ではないほど過酷なものです。このような実態をご理解の上、大友雅義さんの被災を「公務上」と認定されるよう、よろしく願います。

意見陳述書

大木 一彦

1 はじめに

私は仙台市内の中学校に勤務し、生徒指導主事と生徒会担当をしています。また、昨年度の3学年所属に引き続き、今年度は1学年所属をしつつ、現在ソフトボール部顧問、仙台市中体連ソフトボール専門部副委員長として、今年度の東北大会と、そのリハーサル大会としての宮城県大会の準備に携わっています。今、自分の抱えている仕専の量・性質から考えて、当時の大友先生の事案とあまりにも似ている状況にあることに戸惑いを隠せません。

この原稿を作成している今日(6月9日)現在、部活動に関連したことだけで、明後日(6月11日)から始まる仙台市中学校総合体育大会(仙台市中総休)に向け、自分の学校の部活動顧問として3年生の引退のかかった最後の練習につくこと、仙台市青葉区大会運営のために、参加各校・中体連事務局・審判団・弁当屋などと連絡を取ることに、各中学校顧問が集まる機会を利用して行う県大会(東北大会リハーサル)・東北大会のための打ち合わせに向けて文書を作成することにも追われています。そしてこれらの仕事は、校長から顧問を命じられた時点＝仙台市中体連ソフトボール専門部員となった時点から、仙台市青葉区のソフトボール部の顧問の誰かがやらなければならない仕事なのです。顧問以外に専門部員は誰もいないのですから…。

他に校務として、大友先生と同じ生徒会担当として、明日行われる中総体選手激励式の準備をすること、地域ぐるみ健全育成協議会総会の準備をすること、現在、本校で受け入れている教育実習生の指導教官として、指導案作成・授業準備の指導にあたることなどにも追われています。

しかし学校現場では、生徒の動きに対応していくことが何よりも優先されなければならず、今日は自分の担当する第一学年の女子生徒間で、4～5人の生徒がひとりの生徒を仲間はずれにし、仲間はずれにされた生徒が欠席したという事案が発生したため、仲間はずれにした生徒から事情を聞き、指導し、保護者に説明するといったことが午後8時過ぎまでかかり、結局、生徒のために最優先したかった自分の学校の部活動には全くつけないままに終わり、残った仕事を家に持ち帰ってしてい

るところです。

今週は午後8～10時に帰宅して、その後に家で仕事をする日が続いており、明後日からは仙台市大会の大会会場に午前5時前には行き、大会実施の有無を決定し、各方面に連絡することになっており、自分でもいつ過労死してもおかしくないと感じる日々を送っています。

人一倍誠実で真面目な、それ故に限界に達してしまった大友先生の事案は、他人前ではありません。

この大友先生が抱えていた公務の大変さが正しく評価されることなしには、中学校の部活動の日常の活動や大会運営に関わっている教員の「善意」は報われないし、この「善意」なしには、部活動は成立し得ないと思います。

2 公務起困性を認めない支部審査会の裁決への疑問 ～東北大会の運営に携わる立場から

(1)東北大会・全国大会の運営は成功して当たり前

私が東北大会で分担している仕事は、開閉会式のシナリオと会場図を作成し、それに基づいて当日の進行を行うことです。個人的には開会式はなくてもよいのではと思っているのですが、大会に関わる全ての方々に迷怒がかからないようにするために私に求められていることは、「滞りなくクレームがつくことなく終えること」が第一だと思います。そういう意味では、無事終えることができて当たり前で、何かクレームを受けることがあってはならないという、大変気を遣う仕事です。

大友先生の場合は、裏方の総元締めの仕事をしており、弁当の手配や練習場の確保といった、細かなことまで多くの気を遣っていたことは確実です。そして、こうした気の遣い方は、市よりは県、県よりは東北、東北よりは全国といった形で重視されていくのが常です。誠実で完璧を期すクイプの大友先生には、人一倍大きなプレッシャーになったと考えられます。

(2)基金支部で一度は「中体連の大会運営の仕事ではない」と判断されるような状況が、過労に拍車をかけている

さすがに、支部審査会では、「中体連・教育委員会主催の大会運営は公務である」と認定されましたが、一度は基金支部で「公務ではない」と判断されたような状況が、大会運営に関わる人間を追い込んでいます。

教員である以上、直接生徒に関わることが最優先されることは当然ですが、他の公務と比べても大会運営に関わる仕事は、その「公務性のあいまいさ」があるため優先しにくく、よほどのことがない限り、勤務時間外にすることとなります。また「あいまいさ」ゆえに、たとえ書類上では何人かでやることになっていても、実際は相談のための時間をとることもすら難しく、結局大会などで集まった機会に夜遅くまで残って相談したり、勤務時間外に電話やFAXなどで連絡をとる以外は、各セクションの代表者がそれぞれ一人で抱えて、学校に遅くまで残りあるいは家に持ち帰って仕事をするようになります。

今、私がしている東北大会開閉会式の仕事は書類上は7人で分担していますが、仕事内容からいって分割しやすい仕事(看板・プラカード作成や、駐車場と係員の割り振り)以外は、私ともう一人の人間でやっています。「あいまいさ」は、勤務時間内に仕事することを難しくしているだけではなく、協同で仕事することをも難しくしているのです。

大友先生は、「学校の仕事が一番ですからね」と運営にあたる他の先生に話すような先生ですから、自分に対しても厳しく、それゆえ、書類では見えない部分も含めて一人で抱え込んでしまった仕事量もことさら多かったと考えられます。

(3) 全国大会は単独である訳ではない

基金支部の判断で、現場をわかっていないと感じるもう一つの点は、全国大会をあたかも単独の大会でもあるかのように捉え、極めて限定的な範囲でしか全国大会の準備の仕事を捉えていないことです。実際に全国大会は、仙台市大会 宮城県大会 東北大会 全国大会と続く一連の流れの中に位置づく大会です。

そのため、自分の学校の生徒が勝ち進んでいる間は、部活動顧問としても参加しており、心情的には負けたら引退する3年生との練習や試合を優先したい中で、運営の仕事も同時にしていかなければならない立場で教員はこの一連の大会に臨んでいます。また、県大会は運営面では全国大会のリハーサルと位置づけて行っており、他の年度の県大会と違って、常に全国大会はこれで大丈夫かどうかをチェックしながら運営していくこととなります。

大友先生の場合は、生徒と共に県大会出場を勝ち取っており、この年の6月、7月は、学期末で忙しい中で、県大会前の練習と運営の準備の仕事で、超多忙であったことが、現場の人間であればすぐに推察できることです。そんな中で、県大会の

準備の仕事が自分が思っていたほど充分にできなかつたと考え、誠実で完璧を期すタイプの太友先生は、それ以降の全国大会の準備の仕事に力を注いでいったと考えられます。しかも、自分の学校の1, 2年の生徒の夏季休業中の部活動から手を抜くことはなしに...

3 終わりに

私は中学校の教員として、「生徒のため」と思うからこそ部活動の顧問を引き受け、その延長線上で、誰かが引き受けなければならぬから大会の運営をする専門委員となり、多忙で辛いと思いつつも仕事をしています。

日常的に十分に権利が保障されることは諸般の事情で難しいにしろ、一所懸命やった人が限界に達して倒れた時くらい、きちんと保障して欲しいというのは、最低限の要望のつもりです。また、太友先生の周りにいたこれまた誠実な人々ほど、自分を責め責任を感じている姿も知っているので、太友先生の事案がきちんとした形で明確に公務災害として認められることで、二度とこのような悲しい事案が発生しないよう、部活動や中体連とその大会のあり方が検討されていかなければならないと思います。

あいまいな形で認定されないということは、確実に同様の犠牲者を生み出してしまふことにつながると思います。

意見陳述（養護教諭の立場より）

日下幸子

私は中学校で養護教諭をしています。

私の周りにも、激務の中、いつ倒れるか？と心配になる教員がたくさんいます。最近あったケースをお話しします。

その方は昨年4月、小規模の中学校に転勤し、学校の事情により、通常は別の教員が充てられる学年主任と学級担任を兼務していました。生活面での指導も大変で、遅くまで家庭訪問することもしばしばだったそうです。しかし常に適切な対応をしていて、特に大きなトラブルはなく、同僚も管理職も、さすが経験豊富な方だ、この大変な任務をきちんとなしている、と感じていたといいます。

ところが、1年後の今年3月、その先生は突然退職願を校長に提出しました。「疲れ果てて、もうこれ以上この仕事を続けていくことはできません。」とその理由を話したそうです。校長が心配して奥さんに連絡したところ、奥さんはご主人がそんなことを考えていたとは全く知りませんでした。そういうえば、と後になって考えてみると、最近口数が減っていたなあ、と気づいたといいます。職場でもそうだったのでしょうが、転勤したばかりだったため、それは「変化」ではなく、「もともと無口な性格の方」と思われていたのでしょうか。

その後ご夫婦でも話し合い、私も相談を受け、組合にも相談して、すぐに退職するのではなく、まず病院を受診して病休を取ることで本人も納得しました。今は家庭療養をしながら、少しずつ健康を取り戻してきています。

このように、黙々と仕事をし、信頼され、期待され、ますます仕事が増えていく中、家族や同僚に変化を見せず、愚痴や弱音を吐かずに働いている人たちの、目に見えない危険を、私は強く感じています。この方の場合は、「3月に退職する」という決意が最悪の手段を選ばずに済ませたのだと思います。しかし多くの場合、退職の道は選ばず、そのまま走り続けるしかない、自分を追いつめて行くのです。

宮城県では、平成19年にソフトテニス・体操・陸上の3種目で全国中学校体育大会が開かれます。すでに予算繰りなどの準備が始められています。しかし教員の多忙さは以前よりますます悪化しています。

このままでは私たちの大切な仲間が心配でなりません。

何としても大友さんの公務災害を認定して頂き、大友さんの命に代えて、この現状を変えていかねばならないのだ！、ということを示していただきたいと、強く要望いたします。

意見陳述

山田きえ子

私は、今遺族の博子さんと同じ学校に勤めている養護教諭です。全国大会期間中に亡くなった先生がいると聞いた時、すぐに「過労死だ。」と思いました。その後自殺だったと知っても、「仕事に殺されたのだ。絶対に公務災害だ」と思いました。

一昨年、養護教諭の立場から基金支部での審査会で口頭陳述をさせていただきました。そこでいろいろな事実を知れば知るほど、公務災害だと確信しました。

学校という所は、普通でも非常に忙しく、ひとりでいくつもの仕事を抱えながら次から次へと仕事をしています。ひとつが終わればまた次と息つく暇もありません。そこに全国大会の仕事が加われば、寝る時間もなかったことでしょう。別な競技の全国大会の会長校で、身近に準備の様子を見ていましたし、救護係として当日のお手伝いもしましたが、担当者の忙しさと心身への負担は大変なものでした。それでも頑張っているのは、子どもたちの笑顔に触れられるからです。

私たちの学校では、みんな博子さんを温かく応援しています。それは、みんな人事ではないと思っているからです。いつ誰の身に起こっても不思議ではない事だと感じているからなのです。大友雅義さんの過労自殺が、公務災害と認められる事は私達学校で働く者全ての願いです。

博子さんは一人で娘さんを育てています。明るく振る舞ってはいますが、二人だけの生活は寂しいものだと思います。せめて早く公務災害だと認めていただき、博子さんに本当の笑顔を取り戻させてください。お願いします。

意見陳述

芳賀 直

大友さんの全中運営に関わる心身の過重負担について意見陳述します。

1. 全国中学校バドミントン大会とは

全国中学校バドミントン大会とは、財団法人「日本中学校体育連盟」が主宰する競技別の全国大会です。開催場所は全国持ち回りとなっており、平成10年8月22日から25日まで仙台市を会場に開催された「全国中学校バドミントン大会」は、そのバドミントン部会が主宰する大会です。

この大会運営は、開催地区の中学校教員からなる「県中体連バドミントン部会」が実行委員会を組織し、準備と運営を行います。仙台市で開催された大会では、宮城県中学校体育連盟バドミントン部会の中に実行委員会が組織され、大友さんは総務部長として大会準備の要となる、重大な責任と膨大な業務をこなしていました。

大会前日、いち早くホテル入りした大友さんが、自分の部屋で業務必携を見ながら「明日から大丈夫かや」と心配していたことや、翌日の開会式当日も準備をしながら「昨晚、さっぱり眠れなかった」と他の実行委員に語っていたことなどを考えても、大会のことが心配でかなりの心理的負担を感じていたことが分かります。

亡くなる前日、一番最後に大会会場の体育館を閉めて、遅れてレセプションに参加したのも大友さんでした。大友さんは、レセプションではいつもの様子でしたが、その後の飲み会ではあまり会話をせず、疲れているようだった、と他の実行委委員は語っていました。

大友さんは大会期間中も、大会運営の全般にわたって全体に目配りをしながら、スムーズに進行するよう細心の注意を払っていました。他県の役員やバドミントン協会の関係者や「中体連」関係者などと対外的な公式・非公式のミーティングなどがあり、大会運営の実質的な推進役でした。少しでもうまくいかないことがあれば、すぐに大友さんと相談して対応するということでした。心身共に片時も息の抜けない緊張の連続だったことと思います。

2 中学校体育連盟の役員としての業務は、ほとんど時間外に

大友さんのように中体連の役員を引き受けた職員は、日常は他の職員と同様に週25時間程度の授業をし、校務分掌も特段に軽減されることもなく命ぜられ、放課後は部活動にも従事しています。

大友さんは実行委員である後輩に「学校の仕事が第一だからね」と自分に言い聞かせるように語っていました。中体連の業務ですが、全体に関わる公式の会議以外の「役員だけの打ち合わせ」や「自分の担当の業務」、つまりほとんどの業務は、学校内の業務が優先されるため、部活動終了後の勤務時間外に行わざるを得ないのが実態です。

専門委員の中でも特に大友さんのように主導的な役割を担う者は、大会前の準備で退勤が午前0時近くになることも連日のようにあります。トラブルがあれば午前0時を過ぎることもあります。

休日もなく1週間の勤務時間が80時間程度に及ぶこともありますし、そのような状況が1ヶ月続くこともあります。毎年行われている市レベル・県レベルの大会を運営するだけでもこのような状況であり、ましてや東北大会や全国大会の運営となれば、不慣れなこともあり、さらに過酷さを増します。

大友さんは大会直前、「このままでは過労死してしまうよなあ」「みんな錯綜していて楽しみがない」「段取りが今ひとつ。今ピークだ」と奥さんに語っていることをみても、彼がいかに心身共に追いつめられていたかがはっきり分かるのではないのでしょうか。

このように中学校の教員、特に中学校体育連盟の役員をしている者の勤務実態は、だれがいつ過労死しても不思議ではないほど過酷なものです。このような実態をご理解の上、大友雅義さんの公務災害認定請求を「公務上」と認定されるよう、よろしく願いいたします。

意見陳述書

弁護士 杉山茂雅

第1、再審査は、どのような立場で行われるべきか

1、公務災害補償制度の意義

いうまでもなく労働者は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（憲法25条）。したがって、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むことのできるものでなければならない。いわんや、労働が原因となって健康を害し、生命を失うようなことがあってはならない。しかしながら、残念ながら労働過程には労働者の健康を害する危険が潜んでおり、その危険が現実化して労働者が健康を害したり生命を失ったりした場合に、労働者とその家族の生活を保障するために公務災害制度が作られている。

したがって、公務災害の認定にあたっては、この制度の趣旨を踏まえて、労働者の救済を目的として運用されなくてはならない。

2、実態に即した判断がなされなければならない。

公務災害に当たるか否かの判断に当たっては、職場の実態に即した判断がなされなければならない。特に本件においては、教育現場の状況に対する真の理解に基づき、労働実態を全体的に捉えて判断することが必要となる。

また、本件事案は、自殺の事例であり、精神疾患に対する正しい理解がなされなければならない。

3、支部審査会の決定は、上記の諸点に照らしてきわめて問題のある決定であったと言わざるを得ない。

教育現場において、長時間の過密労働がなされていることについては、すでに陳述がなされたとおりである。以下においては、支部審査会決定の問題点について、病理的な側面に即して陳述をする。

第2、基金支部裁決書の問題点と批判

1、支部審査会は、平成10年1月から3月までの勤務と4月から7月下旬（う

うつ病の発症時)までに勤務を分断して評価している。また、免外授業を持ったこと、全中の業務を行っていたこと等をすべて分断して、それぞれについて個別に評価している。しかも、それぞれの勤務状況をなるべく軽いものとして評価している。このような評価が、職場の実態を正確に反映していないことについては、すでに述べたとおりである。

個々の公務自体が過重でなかったとしても、これらの公務が長期間にわたって重なっていた場合に、過重な公務となることは明らかである。このことは、笠原医師が、今回新たに提出した意見書において、「仕事が、連続的に、また重なり合った場合、その負担も連続的に重なるのである。それゆえ、仕事の負担を個々・断続的に捕らえるのではなく、複合し加重した場合にどうなるかという視点をもって評価することが重要である」と述べていることが、専門家の意見として重視されなくてはならない。業務の過重性を正確に認識すべきである。

2、うつ病の発症原因には、様々なものが考えられるが、ストレスが大きく関与していることは疑いがない。ストレスの内容としては、長時間労働による身体的疲労、睡眠時間の不足、睡眠リズムの乱れ、さらには慣れない仕事を行うことによる精神的緊張等が考えられる。被災者は、すでに述べたように過重な公務が複合し連続して、上記に掲げたようなストレスにさらされ、7月下旬頃にいたって、うつ病を発症させたのである。

このことは、千葉医師の意見書、笠原医師の意見書で述べているとおりである。しかも、基金支部が依頼して作成してもらった平成14年6月27日付けの医師(黒塗りのために氏名判読不能)の意見書も、このことを前提として、「大きな精神的ストレスとなりうる特別な状況、すなわち遠因としては多忙な校務、免外授業の負担、生徒会の指導主任としての任務上の負担などが、近因としては平成10年4月頃からの全中の準備にかかる精神的緊張と負担が7月頃から特に重く被災職員にのしかかり」うつ病を発症したとして、千葉医師等と同じ見解を取っている。

被災者の業務が、7月の中旬から下旬頃にかけて被災者をうつ病に罹患させたことは医学的にも明らかというべきである。

3、支部審査会も、うつ病の発症時期については、平成10年7月中旬頃から

下旬頃であると正当に判断している。ところが、支部審査会は、平成10年7月中旬頃から下旬頃にうつ病が発症していることを認めながら、それ以降の業務が「本件自殺の原因となるうつ病の発症に関与する時期の出来事と評価することはできず」公務起因性判断の対象とすることはできないとする。

支部審査会のこのような判断は、うつ病の発症のみに公務との関連性を認め、その後のうつ病の進展に対する公務の影響を認めようとしないものである。このような判断は、うつ病のメカニズム、自殺に至った経緯についての無知と無理解があるといわざるを得ない。うつ病発症後の勤務状況が、被災者のうつ病にどのような影響を与え、自殺にまでいたったのかについての判断がなされなければならない。支部審査会の判断は、うつ病の発症の点だけを問題としているという根本的な誤りがあるといわざるを得ない。

しかも、「業務による心理的負荷によってこれらの精神障害を発病したと認められるものが、自殺を図った場合には、その精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたものと推定し、原則として業務の起因性が認められる」とする「判断指針」(平成11年9月14日基発第544号労働省労働基準局長通達)にも明確に反している。

4、被災者が、公務の負担によって、うつ病を発症させ、自殺にまでいたったことについては、請求人が提出している千葉医師の意見書、笠原医師の意見書、また基金支部が依頼をして作成した平成14年6月27日付けの医師(黒塗りのために氏名判読不能)の意見書は、すべて基本的に一致して認めている。

この氏名不詳の医師の意見書によると、「大きな精神的ストレスとなりうる特別な状況、すなわち遠因としては多忙な校務、免外授業の負担、生徒会の指導主任としての任務上の負担などが、近因としては平成10年4月頃からの全中の準備にかかる精神的緊張と負担が7月頃から特に重く被災職員にのしかかり、大会終了直後にいたって恐らくは大会運営に関する不満足感とともに(客観的には成功していたと思われる状況でも抑鬱的な状態の患者はこれを過小に評価し、決して満足しないものである)自殺を企図したものであろう」と述べている。

これらの医学的判断は、専門家の意見として尊重されなければならない。

被災者は、中学校職場における慢性的な過重勤務に加え、3年生の進路指導という緊張と激務、新入生を迎え入れる緊張と激務、これに加えて免外授業を持たなければならないという精神的緊張があり、さらに仙台市・宮城県・全国と続く中総体の準備、大会運営の激務が重なり、これらの重複し連続した精神的緊張と負担によって、うつ病を発症させたのである。そして、うつ病発症後も全中の準備が続き、引き続く精神的緊張と負担によってうつ状態が悪化していったものである。そして、全中の大会運営がうまくいかなかったという思い込みで気分が落ち込んでいた状況の中で、全中最終日の前日のレセプション終了後、エレベーターの前で一人取り残されるというアクシデントが発生し、さらに孤独感に陥り、自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく阻害されている状態で本件の自殺にいたったと判断すべきである。

- 5、以上の経過に照らして考えるならば、業務起因性も業務関連性も満たしており、公務災害に認定されなければならない。支部審査会の決定は、取消されるべきである。

第3、まとめ

- 1、基金支部の決定では、全中の準備は、任意団体の活動であるから公務とは認められないとして、公務起因性判断の対象から除外し公務外とした。しかも、なんらの根拠もなくうつ病発症を個人の性格、素因等の個体的要因と判断した。

これに対して支部審査会の裁決は、さすがに全中の準備について公務と認定した。しかし、すでに述べたように被災者の公務を過小評価するとともに、うつ病発症後の公務の影響を認定判断の基礎から除外するという決定的誤りを犯している。

これまでの基金支部の決定、支部審査会の裁決は、どちらも公務災害補償制度の趣旨を没却し、公務災害を認定しないための理由付けをしているといっても過言ではない。このような態度は、この再審査請求においては改めるべきである。公務災害補償制度の趣旨に沿って、事実を事実として認めて判断

をすべきである。

2、本件は、被災者の死亡からすでに7年が経過している。また、公務災害認定申請から5年もの年月が経過している。この間、被災者が死亡した当時5歳であった被災者の長女は、小学校6年生になった。これから進学を控え、教育費もかさむことになる。

また、長女は、これから思春期を迎え、多感な時代に入ってく。父親の死を受け入れるにあたって、父親が誠実に職務を遂行していたこと、その職務の遂行の中で倒れたものであると認められることは、長女の成長に好ましい影響を与えるであろう。

遺族の生活を支えるという公務災害補償制度の趣旨を考えるならば、早期に公務災害との認定がなされるべきである。